

項目		意見
検討課題	論点番号	
1 新たなワイヤレスシステムにふさわしい規律の在り方	(1) 新たなワイヤレスシステムの円滑な導入・普及のための方策	<p>【要旨】 広域専用電波の帯域は、すべての無線局の包括免許化及び無線局種別の簡略化（移動局と携帯電話基地局の区別をなくす）を可能とするべき</p> <p>【意見】 電波利用料において、広域専用電波を使用する移動局と携帯電話基地局は既に同じ料額となっているため、免許の取扱いも同等とするべきであると考えます。 携帯電話基地局は個別免許により設置していますが、携帯電話の不感地帯を効率的に解消するため、広域専用電波の帯域はすべての無線局の包括免許化及び無線局種別の簡略化（移動局と携帯電話基地局の区別をなくす）することを要望します。 特に認定帯域は、割当てを希望する事業者が比較審査時に特定基地局の開設計画を提出しており、当該帯域を割当てられた事業者は認定された当該計画に沿って基地局の開設を進めるため、周波数の有効利用につながると考えます。</p>
1 新たなワイヤレスシステムにふさわしい規律の在り方	(1) 新たなワイヤレスシステムの円滑な導入・普及のための方策	<p>【要旨】 携帯電話機器等の技術基準適合認証制度を緩和し、海外の認証等がある場合は持込み利用を可能とするべき</p> <p>【意見】 携帯電話機器等の技術基準適合認証は、欧州 CE マークや米国 FCC マーク等による海外の認証がある場合持込み利用を可能とするべきであると考えます。 例えば、無線端末等電気通信機器の技術基準への適合性評価の結果を相互に受け入れるため、諸外国との相互認証（MRA：Mutual Recognition Agreement/Arrangement）が推進され、欧州等で制度の導入が進んでいますが、アジア等更に多くの国と相互認証することにより制度を緩和し、端末持込を可能としすぐに利用が出来るようにするべきであると考えます。 また、現在海外認証がある端末の国際ローミングは既に可能となっていますが、一時的な利用ではなく恒久的な利用も可能となるよう制度を緩和するべきであると考えます。</p>

<p>1 新たなワイヤレスシステムにふさわしい規律の在り方</p>	<p>(1) 新たなワイヤレスシステムの円滑な導入・普及のための方策</p>	<p>【要旨】 技術基準は簡素化し、隣接帯域等に影響の出ない範囲で最小限の基準とするべき（個別システムは記述しない）</p> <p>【意見】 技術的条件を定める際は、情報通信審議会では他システムとの干渉検討等を審議した上で定めませんが、周波数有効利用の観点から技術的条件の報告書には個別システムは記述せず技術基準を簡素化し、隣接帯域等に影響の出ない範囲で最小限の基準とするべきであると考えます。 また、周波数オークションが導入された場合、隣接周波数を使用する事業者との干渉調整を行った上で、海外のオークション導入国と同様に放送・通信等のシステムにこだわらず落札事業者は採用する技術を自由に選択可能とするべきであると考えます。</p>
<p>1 新たなワイヤレスシステムにふさわしい規律の在り方</p>	<p>(2) 電波利用環境を保護するための方策</p>	<p>【要旨】 屋外設置型の受信システムの技術的条件の設定並びに設置工事を実施する際の条件等を設定するべき</p> <p>【意見】 屋外設置型の BS 放送受信増幅器を使用する一部の形態の放送受信システムでは、衛星から発射された BS 放送チャンネルの電波を受信した際に、同システムから漏えいした電波が携帯電話等に干渉を与えることが判明しています。 携帯電話等への干渉が発生した場合には、総務省等が障害の原因を調査・特定し、原因となっている宅地にブースタ、ケーブル等の交換や改修等を行う必要があります。しかしながら、BS 放送チャンネルの拡大並びに BS 放送受信契約の一層の増加に伴い、対策・改修の規模数が増大で、干渉の発生を最小限に食い止めることが重要になってくると考えます。 このことから、屋外設置型の受信システムの技術的条件の設定並びに設置工事を実施する際の条件等早急に規律の設定をするべきであると考えます。</p>
<p>1 新たなワイヤレスシステムにふさわしい規律の在り方</p>	<p>(2) 電波利用環境を保護するための方策</p>	<p>【要旨】 不法電波の取り締まり効率化の一環として、国が認定する電波環境保護官制度等を新たに設け、官民共同での不法電波の取り締まりを可能とするべき</p> <p>【意見】</p>

		<p>不法無線局の取り締まり強化により無線局への混信・妨害申込件数は減少傾向にありますが、更に迅速に対応するため移動体通信事業者等民間も協力できる体制を整える必要があると考えます。</p> <p>例えば、BS デジタル放送受信機器の配線接続不良等により、漏れ出た電波が 1.5GHz 帯携帯電話端末と基地局の送受信の電波に干渉を与える現象が確認されていますが、現在は国による取り締まりのみとなっているため、民間と共同で取り締まりを行うことにより更に迅速なユーザー対応が可能となることが考えられます。</p> <p>従って、不法電波の取り締まり効率化の一環として、国が認定する電波環境保護官制度等を新たに設け、官民共同での不法電波の取り締まりを可能とするべきであると考えます。</p>
<p>1 新たなワイヤレスシステムにふさわしい規律の在り方</p>	<p>(2) 電波利用環境を保護するための方策</p>	<p>【要旨】</p> <p>基準認証制度による認証マークのない無線設備を流通させないこととしつつ国内への輸入を水際で防ぐため罰則を強化及び不法無線局の使用を防ぐための罰則を強化</p> <p>【意見】</p> <p>認証のない無線機器の持ち込みが国内の無線設備に与える影響は今後ますます増大することが考えられるため、これを未然に防ぐ対策を講じることが重要であると考えます。</p> <p>不法電波を税関等で個人及び企業等が海外の不法な無線機器（欧州 CE マークや米国 FCC マーク等がない機器）を持ち込むことがないような新たな制度を導入する必要があると考えます。対策として、欧州 CE マークや米国 FCC マーク等海外の基準認証制度による認証マークのない無線設備を国内への輸入を水際で防ぐため罰則を強化することが考えられます。</p> <p>また、不法無線局の使用を防ぐため、当該無線局の利用者及び輸入事業者等に対する罰則を強化することが考えられます。</p>
<p>1 新たなワイヤレスシステムにふさわしい規律の在り方</p>	<p>(3) その他ワイヤレスシステムの規律に関する課題</p>	<p>【要旨】</p> <p>フェムトセル基地局等の小型基地局は量販店で購入し、ユーザーが自由に設置できる制度への規制緩和</p> <p>【意見】</p> <p>フェムトセル基地局等の屋内に設置される小規模局は、包括免許を受けた場合個別免許は不要であり、事後届出が可能とされています。</p>

		<p>フェムトセル基地局は現状携帯電話事業者による設置が必要ですが、フェムトセル基地局等の小型基地局は、携帯電話端末（移動局）と同じ無線局種別とし、ユーザーが量販店で購入し自由に設置できる制度への規制緩和を要望します。</p>
<p>2 電波利用料の活用等によるワイヤレスシステムの高度化・普及の促進方策</p>	<p>(1) ワイヤレスシステムの高度化・普及促進に係る施策への電波利用料の活用について</p>	<p>【要旨】 電波利用料は、用途の拡大を前提にするべきではなく、用途を電波管理料に限定するべき。また、この総額についても上限規定を設け、これ以上増やすべきではない</p> <p>【意見】 電波利用料は、用途の範囲を電波法で定める限定列举とされましたが、平成 21 年度から用途が追加された「地上デジタル放送への円滑な移行のための整備・支援」費用は約 2400 億円（国庫債務負担行為として数年に渡り電波利用料から充当）となる等、用途拡大傾向にあります。行政刷新会議（2011 年 11 月 21 日）において「将来的な一般財源化を含め、用途を拡大する方向で検討すべき」とされましたが、用途の拡大は徴収額の増額につながるため、これ以上用途を増やすべきではないと考えます。また、総額についても上限規定を設け、これ以上増やすべきではないと考えます。もし、東日本大震災による情報通信設備の整備支援を施策として導入する場合は、一般財源から充当し、電波利用料の用途とするべきではないと考えます。</p> <p>基本的な考え方として、電波利用料は用途の拡大を前提にするべきではなく、電波利用料創設当時と同様用途を電波管理料の b 群（※1）に限定するべきであると考えます。</p> <p>オークション制度を前提にすると、電波の価値に見合った落札額が既に徴収されることになり、電波利用料は用途を電波の管理に限定し、a 群で徴収した金額は一般財源に一旦収めた上でオークション落札額と合わせて a 群（※2）用途（研究開発等）とする制度に改めるべきであると考えます。</p> <p>電波利用料とオークションの用途見直しにより、バランスをとるべきであると考えます。</p> <p>※ 1 b 群（a 群以外の事務）：電波監視施設の整備・運用等、総合無線局監視システムの整備・運用などの恒常的な業務に係る費用に対応する金額については、原則、無線局数で均等負担する方式により算定。</p>

		<p>※ 2</p> <p>a 群（電波の経済的価値の向上につながる事務）：電波資源拡大のための研究開発、携帯電話等エリア整備支援事業等に係る費用に対応する金額については、電波の経済的価値に係る諸要素を勘案して算定。</p>
とし2 電波利用料の活用等によるワイヤレスシステムの高度化・普及の促進方策	(2) その他電波利用料の活用に関する課題	<p>【要旨】</p> <p>電波利用料は電波の管理費用に限定し、その他の費用は電波の利用者からの徴収ではなく、一般財源から賄うべき</p> <p>【意見】</p> <p>電波利用料の用途は拡大傾向にありますが、必要最小限に限定するべきであると考えます。電波利用料は、創設当時の目的と同様電波の管理費用に限定し、その他の費用は電波の利用者からの徴収ではなく、一般財源から賄うべきであると考えます。</p>
2 電波利用料の活用等によるワイヤレスシステムの高度化・普及の促進方策	(2) その他電波利用料の活用に関する課題	<p>【要旨】</p> <p>広域専用電波の帯域は、電波の有効活用を更に図るために個別無線局の電波利用料を廃止し帯域利用料のみとするべき</p> <p>【意見】</p> <p>携帯電話事業者の電波利用料は、帯域利用料の支払いに加えて、基地局毎の電波利用料を支払う必要があります。大規模災害対策として携帯電話エリアの早期拡充が必要であり、基地局は今後更に増加する見込みですが、新技術の導入等により電波の有効利用を進めているのにも係らず基地局に比例して電波利用料が増加するためインセンティブが働いていないと考えます。</p> <p>広域専用電波の帯域は、電波の有効活用を更に図るために個別無線局の電波利用料を廃止し帯域利用料のみとするべきであると考えます。</p>
3 周波数再編の強化のための方策	(1) 電波の利用状況調査の見直しについて	<p>【要旨】</p> <p>各周波数帯における利用状況は見える化が必要であり、Web 等インターネット経由でデータベースにアクセスし、電波利用状況がすぐに閲覧出来るようにすべき。また、各周波数の評価が出来るよう、免許局・免許不要局共に登録しておくべき</p>

		<p>【意見】</p> <p>携帯電話・PHSの人口普及率は100%を超えており、電波利用料を支払うことについて関心が高まっていることを踏まえ、電波のより一層の透明性を高めるため各周波数帯における利用状況は見える化が必要です。電波の利用状況調査は周波数帯毎に3年に一度実施されていますが、免許申請・登録時等にデータベース化することにより当該調査を行わずに迅速に状況を確認出来るようなシステム回収を行い、Web等インターネット経由でデータベースにアクセスすると、電波の利用状況について国民がすぐに閲覧出来るようにするべきであると考えます。</p> <p>また、各周波数の評価が出来るよう、免許局・免許不要局共に登録しておくべきであると考えます。</p>
<p>3 周波数再編の強化のための方策</p>	<p>(1) 電波の利用状況調査の見直しについて</p>	<p>【要旨】</p> <p>免許申請・登録時等のデータベースと連携し、電波の有効利用の新たな基準を設け、客観的に判断できる仕組みを導入するべき</p> <p>【意見】</p> <p>免許申請・登録時等のデータベースと連携し、帯域幅あたりの無線局数や新技術導入による狭帯域化等の電波の有効利用の新たな基準を設け、客観的に判断できるデータベースを構築し、広く国民が閲覧できる仕組みを導入するべきであると考えます。</p>
<p>3 周波数再編の強化のための方策</p>	<p>(1) 電波の利用状況調査の見直しについて</p>	<p>【要旨】</p> <p>国が利用する周波数帯域の更なる情報開示を行うべき</p> <p>【意見】</p> <p>ワイヤレスブロードバンドの進展により周波数が逼迫する中、周波数の有効利用による再配分が重要であり、例えば英国では、公共機関が保持している周波数約500MHzを2020年までに開放する周波数開放政策を打ち出しています。</p> <p>日本においても、国や公共機関が利用する周波数を安全保障上の対応も考慮しつつ強制的に調査が出来る仕組みを作り、デジタル化等の高度化により圧縮可能な周波数幅、開放時期等を検討することが考えられるため、まずは国が利用する周波数帯域の更なる情報開示を行うべきであると考えます。</p> <p>国や公共機関が利用する周波数の利用状況をデータベースに確実に登録し、安全保障上の理由で開示出来ない場合でも限定した範囲で利用状</p>

		況が確認できる仕組みを作るべきであると考えます。
3 周波数再編の強化のための方策	(2)周波数再編を加速する方策について	<p>【要旨】 ISMバンド以外の免許不要局は将来の再編の大きな障害となる可能性があるため、少なくとも登録局とし、将来再編が必要な時に連絡が取れるようにすべき。また、この登録料を負担する仕組みを新たに作るべき</p> <p>【意見】 免許不要局は、将来の再編の大きな障害となる可能性があります。 例えば、免許不要局である950MHz帯RFID（アクティブ型）は最大約180万局見込みですが、移行期限である平成30年3月末までに周波数を移行しないと技術基準適合証明の効力がなくなり電波法違反となるため、920MHz帯へのRFID再編が完了しなかった場合は影響が大きいものと考えます。 ISM（Industry-Science-Medical）バンド以外の免許不要局は、少なくとも登録局とし、将来再編が必要な時に連絡が取れるようにするべきであると考えます。 また、データベースに登録し電波の利用状況を把握するために、ISMバンド以外のすべての無線局は登録料を負担する仕組みを新たに作るべきであると考えます。</p>
3 周波数再編の強化のための方策	(2)周波数再編を加速する方策について	<p>【要旨】 すべての帯域に対して、免許局・免許不要局に係らず、有効期限を設けるべき</p> <p>【意見】 すべての帯域に対して、免許局・免許不要局に係らず、国際的な周波数動向に伴う周波数再編等に備えて有効期限を設けるべきであると考えます。 移行を促進する対策として、移行が決定した帯域については新たな帯域への移行を促す移行促進マーク等の表示を義務付けることも一つの方策であると考えます。</p>
4 その他電波有効利用の促進に関する課題と		<p>【要旨】 占有帯域幅ではなく利用帯域幅に応じて帯域利用料を負担する仕組み</p>

<p>提案</p>	<p>に変更すべき</p> <p>【意見】 電波利用料の帯域利用料は、現行は占有帯域幅に応じた料額ですが、細切れに使用している帯域の場合占有帯域幅はわずかです。実際の利用帯域はその10倍以上の帯域を利用しているケースが散見されるため、今後の周波数の有効利用を勘案すると、占有帯域幅ではなく利用帯域幅に応じて帯域利用料を負担する仕組みに変更すべきであると考えます。</p>
<p>4 その他電波有効利用の促進に関する課題と提案</p>	<p>【要旨】 放送事業者の電波利用料は、無線局種別による通信・放送の区別がなくなってきたため、周波数幅に応じた電波利用料を支払うべき（減免係数1/4の料額を適用する必要はない）</p> <p>【意見】 減免係数1/4の料額が適用されている放送事業者の電波利用料は、「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」（平成22年8月）において「中期的に見直しを行う」と明記されており、無線局種別による通信・放送の区別がなくなってきたこと及び携帯電話は災害時の重要なライフラインであり放送同様に公共性を有していること等の現状を勘案し、放送事業者も携帯電話事業者同様周波数幅に応じた電波利用料を支払うべきであると考えます。</p> <p>また、携帯電話事業者にはMHz単位、放送事業者には空中線電力単位で料額が算定されていますが、周波数有効利用のインセンティブが働くのはMHz単位の算定であるため、放送事業者にMHz単位の帯域利用料を適用すべきであると考えます。</p>